

かつらぎ町空き家仲介手数料補助金交付申請書兼実績報告書

かつらぎ町長 様

住 所
氏 名
電話番号
E-mail

かつらぎ町空き家仲介手数料補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記2について誓約及び同意のうえ申請します。

記

1 申請内容等

空き家台帳 登録番号	第 号
物件所在地	かつらぎ町大字
補助対象経費	円
交付申請額	円

2 誓約及び同意事項

- (1) かつらぎ町空き家仲介手数料補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に記載の交付の条件等の全てに同意します。
- (2) 町が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であるか否かを確認するために関係機関の意見を聴くこと、また必要に応じて和歌山県警察本部に対して照会することに同意します。
- (3) 要綱に基づく提出書類の記載事項に虚偽があった場合は、補助金を一括返還することに同意します。
- (4) （利用登録者の場合）補助金の交付を受けた年度終了後10年間は当該物件に居住することに同意します。

3 添付書類

- 物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し
- 建物及び土地の登記事項証明書の写し（売買契約を締結した利用登録者のみ）
- 住民票の写し（利用登録者のみ）
- 宅地建物取引業者に支払った仲介手数料に係る請求書及び銀行振込控えの写し又は領収書の写し
- その他町長が必要と認める書類